

第九編 社會主義運動

概説

本年度の社會主義運動は、表面上は、殆んど云ふに足るものがなかつた。それは例の曠民共産黨事件以來、政府の主義者に對する壓迫が嚴烈を極め、彼等の表面的運動を全く不可能ならしめたからである。裏面に在りては事實上種々の劃策が行はれたようであるが、何れも纏まつた形を採るに至らなかつた。その表面に現はれたるものの中、僅かに社會主義的意味の認められ得るものは、前衛社を中心とする露西亞飢饉救濟運動と、種々の思想團體及び労働團體の間に發起されたる對露非干涉同志會の運動とであらう。

運動はかくの如く萎靡たるものであつたが、思想的には重大なる分野を劃するに至つた。それはロシア革命の影響を受けて、それに賛成する者と、これに反對する者と即

ちボルシェヴィズムに共鳴する堺、山川、荒畑氏等の一派と、これを非難して飽く迄も無政府主義の立場を固執する大杉氏の一派とが判然其色彩を明確にして相論争するに至つたこと之れである。前に擧げたる露西亞飢饉救濟運動も、對露非干涉運動も共に

主として前者及びこれと同情ある人々の努力したるところであつて、後者は之等の運動に對しては専ら關せず焉若しくは反對の態度をとつて居た。而し前者は労働運動界に於ける合同論と一味の通ずるところあり、後者はその自由聯合論と結び付いて愈々對峙の形勢を明白にするに至つた。數の上に於ては、前者が、今日も、遙かに優勢であるが、此形勢は今後に於ても大體に於て動かぬところであらうと思はれる。それは兎も角、従來は、運動の上に於ては、大體提携協力し、之を一括して社會主義的運動と稱するも、さして不都合を感ぜしめなかつ

た此兩派が、今や世界的形勢の推移に促がされて、劃然その本來の立場を各々固執主張するに至つたことは、我國の社會主義運動史上に於ける注目すべき一現象たるを失はないであらう。

第一 宣傳運動

一 同盟結社

大正十一年に於ける社會主義者の同盟結社について注意すべき事項は、五月に『賣文社』が復活したること位である。

六月に濱松市の『無限社』が解散を命ぜられ、九月に札幌區の『創建社』の同志が悉く逮捕された事件を附記して置く。

二 宣傳

本年に於ける社會主義者の宣傳運動に就いて、最も著しい現れは所謂『不穩文書』の配布であつた。我々の觀察に入つた事件のみに就いても左に列挙する程多數にある。

各地方の郵便局に於る不穩年賀状の差押へ
岡山歩兵聯隊、大津聯隊、大阪師團へ不穩文書の郵送

熊本市に於る宣傳ビラ押収
甲府市に於る不穩ビラ貼布

三 月

姫路市に於ける不穩文書撒布
全國に跨る警察威嚇の不穩文書
岡山郵便局集配人の革命歌ビラ配達

四 月

廣島市に於る不穩文書撒布

東京市本所深川及神戸市に於る不穩ビラ貼付

五 月

東京市内各所に於る不穩ビラ貼付
近衛四聯隊軍旗祭當日の不穩ビラ
商船乗組員不穩ビラ配布

六 月

姫路市に於る宣傳ビラ貼付

青森及室蘭に於る宣傳ビラ撒布

岡山市に於る不穩文書貼付

不穩文書配布の三早大生引致

七 月

岡山、金澤、姫路師團、富山聯隊へ不穩文書

東京深川プロレタリア社同人の不穩ビラ撒布

甲府市に於る社會主義者の秘密出版物配布

東京深川日本紡績工場へ不穩ビラ

八 月

青年革命黨員の宣傳ビラ撒布

濱松市に於る不穩文書

九 月

甲府市に於る共產主義宣傳ビラ撒布
愛知縣下に於る不穩文書貼付
鳥取市、戎座に於る宣傳ビラ撒布

十 月

松山市に於る不穩ビラ貼付

十一月

横濱市及岡山市に於る不穩ビラ配布
京都市内工場地帯に於る不穩ビラ撒布
高田聯隊に於る不穩な貼付

左の所謂「不穩文書」と云ひ「不穩ビラ」と

稱せらるゝものも、果して其の内容が皆同一傾向を持つたものであるかは疑はしい。又それが皆社會主義者の手に成り、社會主義者の手によりて配布され撒布され貼付されたものとは限るまいと思はれる。しかしながら兎に角斯から宣傳の方法が各地に頻頻と行はれることは、我國社會主義運動の傾向に對して、注意を拂ふべき問題である。

宣傳演說會の各所に催された。其の主なものを擧ぐれば、

八幡製鐵所罷工記念演說會(二月)

甲府市に於る土月會主催社會主義講演會(二月)

姫路市に於る社會主義演說會(五月)

横濱市に於る反逆社主催演說會(十月)
東京府下大崎町に於る煤煙社主催演說會(十月)

の如きがある。

其の外各地に過激思想宣傳が行はれたと云ふ新聞紙の報道があるが、それが如何なる思想系統に屬するものかは知る由もない。さりながら過激思想とか赤化運動とか云ふ言葉が兎に角全國的の注意の對象となつてゐることは疑はれ得ない。

なほ軍隊内部に向つての宣傳が時々傳へられたことも注意すべき出來事である。

左に宣傳の一例を叙述しよう。

八幡製鐵所罷工記念大演說會

八幡製鐵所勞友會殘黨の主催にかゝる罷工二週年記念大演說會は二月五日同市有樂館に於て開催されたが大杉氏一派の人々が應援した爲め非常な盛況を呈した。即ち同夜七時、元勞友會副幹事長 西田健太郎氏の開會の辭を以て始まり、満邊満三、淺原健三(元勞友會々々長)、和田久太郎、工藤勇、近藏憲二、大杉榮、岩佐作太郎の諸氏順次登壇し何れも中止は命ぜられたが、大杉榮氏の如きは廿分間も演說することを得、結局九時半、元勞友會幹事 廣安榮一氏の閉會の辭

を以て演説會は終了した。

尙大杉氏等は歸途大阪に立寄り、七日夜市外今宮町旅館「春の家」に於て在阪の同志武田傳次郎、山田庄一、大串孝之助、逸見直造、西田房雄其他の諸氏と會合したが警察の爲めに檢舉されて取調を受け、翌朝釋放された。

三 主義者の會合

主義者の會合にして、會合自身が宣傳運動の一として目され得るものが再々行はれ又は計畫された。けれども斯かる會合には其筋の壓迫が伴つたのが常である。

一月早々東京にては荒畑寒村氏出獄歡迎會が催され、神奈川県鶴見花月園に於いて社會主義者大會の計畫が發表されたが立消えになつた。

二月には大阪に於て私立平民政府社主催の荒畑寒村氏出獄記念會が催され、東京市外大森町に於て幸徳秋水追悼會なるものを計畫した者があつたが流會となつた。

五月には東京本郷賣文社に於て岩佐作太郎氏入獄送別會あり、横濱根岸海岸に於いて京濱社會主義者合同沙千狩なる珍趣向が演ぜられた。

七月には小作人社の會合が解散を命ぜられ、八月には荒畑寒村氏等の會合と横濱本牧に於

ける主義者の會合があり、何れも檢束者を生じた。

十一月には奈良縣生駒山に於ける主義者の會合、東京市外飛鳥山に於る曉民會員の會合が報ぜられた。

左に其の一例を擧ぐるなれば、

東京に於ける荒畑寒村氏出獄歡迎會

荒畑寒村氏は京都監獄に六ヶ月の刑期を終へて昨年十二月二十日に出獄し、之を機會に其の當分の根據地たりし大阪を引上げて上京したので、在京社會主義者有志は一月八日麴町區元園長一ノ四四元社會主義同盟事務所に於て氏及び藤田浪人兩氏の出獄歡迎會を開いた。但し同氏は會場前より麴町署に檢束され、同會は解散を命ぜられた。

四 機關紙及機關雜誌

本年度に於て注意すべきは、一月に『労働運動』が復活し、『前衛』が創刊され、九月に至つて『農民運動』が曉民會員の手によつて創刊されたことである。

『労働運動』の復活と『前衛』の創刊

無政府主義的傾向の雜誌『労働運動』は昨年六月以來中絶してゐたが、年末に至つて再び復活し、伊藤野枝、近藤憲二、和田久太郎、大杉榮の四氏を同人とし、月刊として昨年十二月廿六日其第一號を出した。今回は第一回の復活の際の同人を減じて、かくの如く少數に限つたが、それに就ては同誌は『それには經濟上の理由もあれば又結束の上の理由もある』と誌してゐる。

一方、山川均、山川菊榮、堺利彦、荒畑寒村西雅雄、田所照明氏等ホルシエヴイキに賛する人々によつて月刊雜誌『前衛』は一月一日創刊された。同氏の態度に就ては『新しく生れた「前衛」の全誌面は無産階級の主張と要求と憧憬とで満たされねばならぬ。ブルジョアとブルジョアの言論機關に對して「前衛」は公然と戦を宣する。「前衛」は一切の問題を、徹底した無産階級の立場から批判し、解剖し、評論し、彈劾する』と同誌は記してゐる。

第二 裁判事件

大正十一年に於ける社會主義者に係る裁判事件の中、主なるものを摘記すれば、

一 不穩文書に關する事件

其の最も主なるものは、

曉民共産黨事件
全國軍隊への不穩文書配布事件

である。其外に

千葉縣長生郡に於る元大成中學生に係る出版
法違反事件——大正十年九月中「革命歌」と
題する謄寫版刷を各所に配布——三月十五
日千葉地方裁判所にて第一回公判開廷
東京小石川に於る不穩宣傳ビラ撒布による道
路取締規則違反事件——四月七日東京區裁
判所にて第一回公判

「パンの略取」秘密謄寫頒布による出版法違反
事件——姫路地方に該秘密謄寫物配布、高
橋辰三郎、大歳辰雄、寺田格一郎三名——
五月卅一日姫路地方裁判所判決（高橋は發
行人編輯人として各二箇月、寺田、大歳は
各罰金六十圓）

東京本所深川方面に不穩文書貼付による出版
法違反事件——深川富川町プロレタリア社
の椿利雄、野中俊治兩君——九月二十一日
東京地方裁判所判決（各禁錮二箇月）

があつた。左に主なるものゝ經過を叙述し
よう。

1 曉民共産黨事件

『曉民共産黨』に關する事件（本年鑑大正

社會主義運動

十一年版一八二頁—一八三頁所載）は、其後
東京地方裁判所に於て審理中であつたが、
一月三十日豫審終結して、有罪公判に附せ
らるゝことゝ成つた。今、發表された豫審
調書より被告、主文及びその犯罪理由を摘
録しよう。

被 告

△著述業、伊井敬事近藤榮藏（四十年）、△翻譯
業、高津正道（三十年）、△無職、高瀬清（二十
二年）、△著述業、平田晋作（二十四年）、△著述
業、仲宗根源和（二十八年）、△雜誌記者、憲次
郎事川崎悦行（二十二年）、△著述業、川上正義
（二十七年）、△無職、小野兼次郎（二十四年）、
△會社員、武雄事浦田武男（二十九年）、△著述
業、寺田鼎（二十二年）、△商科醫學生、武良二
（二十六年）、△賣文業、藤田淳吉（二十一年）、
△無職、利彦長女堺真柄（十九年）、△無職、源
和妻仲宗根さだよ（二十八年）、△活版印刷業、
大島義晴（三十年）、△活版印刷業、荒井淳一郎
（二十年）、△無職、正道妻高津たよ（二十七年）

主 文

被告榮藏に對する出版法違反及治安警察法違
反、被告正道に對する出版法違反、被告清、晋
作、源和、悦行、正義及び兼次郎に對する各治
安警察法違反、被告武男、鼎、良二、淳吉、真
柄、さだよ、藤晴及び淳一郎に對する各出版法
違反及び各被告事件を東京地方裁判所の公判に
附す

被告正道及たよに對する同人等共謀の「上お
目出度いこと」と冒頭せる不敬及び國憲紊亂に
係る文書及び「新時代訓」及「新思想訓」と題
する文書各數百部を出版し且つ所定の届出を爲
さいりしものなりとの公許事實は之を免訴し且
つ被告兩名を放免す

理 由

第一、被告正道及たよは共謀し大正十年六月
初旬頃戸塚町字源兵衛の被告等の住所に於て
内務省に届出を爲さず密かに謄寫版に依り
「スバルタカス團宣言」と題する文書約數十部
を出版したり

第二、被告榮藏、正道、滿、晋作、源和、悦
行、正義、兼次郎は執れも衣食住に必要な
生産の獨占を許さるゝ事を主張する「ホルシ
エヴィズム」を奉ずる社會主義者なる所元來
我國に於ては社會主義者中「ホルシエヴィス
ト」の外に「サンゲカリスト」「アナキスト」
等ありて相互に其長短を云爲し主義上の論争
絶ゆることなく不統一にして爲めに却つて
「ホルシエヴィズム」の宣傳實行に支障を來す
こと甚少なからざるより茲に被告等は「ホル
シエヴィスト」のみ相寄り一致團結してボス
ター、パンフレット又はリーフレット等に依
り先づ工場労働者、小作人、教員及軍人等に向
つて其主義の宣傳實行に努力し延いては支那
朝鮮等に於ける共産黨員と相提携せんことを
共謀し、其目的を以て、大正十年八月廿日頃
密かに四谷區南伊賀町源和方に會合し榮藏は
其首領正道は宣傳部長、清は出版部長、晋作

は調査部長、源和は會計部長となり、各種宣傳方法其他を協議し、曉民共産黨なる名稱の下に秘密結社を組織し爾來ポスター頒布其他の方法により其實行運動に従事し居りしものなり

第三、(イ)榮藏は大正十年十一月十八九日頃本郷區駒込片町賣文社被告住所に於て「軍人諸君!!」と題し(中略)各種の朝憲紊亂の文書を著作し、武男は同月二十日頃前記「軍人諸君!!」と題する分の文書印刷方を義晴に依頼し、義晴は同日府下隅田村被告住所に於て右文書約八百部を活版により印刷し、淳一郎は芝區櫻田町被告住所に於て約千五百部を活版により印刷し、武男、良二、淳吉、眞柄及さだよは同夜新宿驛附近旅館なる良二の當時の宿所に於て右各文書の發送準備を爲し翌廿一日陸軍大演習の爲め上京中の軍人の宿所百數十箇所に頒布したり。(ロ)而して榮藏、武男及び良二は右文書出版に際して内務省に其届出を爲さざりしものなり(下略)

斯くて四月二十五日午前九時半東京地方裁判所に於て左の如き判決があつた。

△近藤榮藏、禁錮八ヶ月(但未決拘留九十日通算) 罰金五十圓。△高津正道、禁錮八ヶ月(但未決拘留百五十日通算)。△仲宗根源和、平田晋作、川崎悦行、山上正義、禁錮八ヶ月(但未決拘留九十日通算)△浦田武男、寺田鼎 罰金三十圓。△藤田淳、荒井淳一郎、大島義晴、武良二、堺眞柄、高津たよ、仲宗根さだよ

無罪

然るに該判決に不服の結果、控訴審が行はるゝこととなり。控訴第一回公判は十一月二十六日東京控訴院に開かれたが、次回は明年二月十日開延に決した。

2 全國軍隊への不穩文書

配布事件

全國軍隊の將卒に不穩文書を郵送したといふことは已に述べた所であるが、其の犯人として警視廳の手で七月末より八月に掛けて檢舉されたものが十數名あつたが、其中、飯田徳太郎、大串孝之助、後藤謙太郎、茂野藤吉、吉田早苗、石田正次、平瀬權次の七名は朝審紊亂出版法違反で起訴され、東京地方裁判所で審理中であつたが、十一月六日有罪と決定、公判に附せらるゝこととなり成つた。

又甲府に於ても同様の理由が同市在住の高田一太郎、小澤景勝、矢崎源之助、片平茂雄、仙洞田外次郎の五名が甲府警察署に檢舉され、出狀法違反で起訴され、甲府地方裁判所で豫審中であつたが、八月十六日

豫審終結有罪と決定、九月廿五日第一回公判が開かれた。

3 吉田只次氏に係る過激

文書撒布事件

吉田只次氏に係る横濱に於ける宣傳ビラ事件(本年鑑大正十一年版一八三頁所載)は、嚮に横濱地方裁判所に於て禁錮四ヶ月の判決を受けたが、同氏は之れを不服として東京控訴院に控訴した。然るに四月六日同院に於て無罪判決の宣告を受け、同夜出獄した。因に同氏は『貧乏人根絶論』なる著書を最近出版したる舊くからの社會主義者である。

二 筆禍事件

主義者の筆禍としては、昨年より引續きの雑誌『社會主義』の朝憲紊亂事件があるが、本年に生じたものは、

新人會機關雜誌『ナロード』の新聞紙法違反事件

荒畑寒村氏に係る新聞紙法違反事件

大阪に於る『關西労働者』の新聞紙法違反事件

であつた。右の中、

「ナロード」の事件は同誌大正十年十二月號の

記事にて一月十九日安寧秩序を紊亂するものとして東京地方裁判所へ起訴された——判決（編輯發行人として千葉雄次郎、筆者として來間恭兩氏に罰金各百圓）
荒畑氏事件は大坂改造新聞に載せたる論文の爲め九月二日、新聞紙法違反にて東京區裁判所へ起訴された。

雑誌「社會主義」の朝憲

紊亂事件

昨年雑誌『社會主義』の記事により新聞紙法違反の廉にて起訴され（本年鑑大正十一年版一八三頁所載）、第一審にて禁錮四ヶ月の判決を受け、訴訟中であつた岩佐作太郎氏に對し五月二十三日東京控訴院に於て控訴棄却の判決あり、二十七日正午東京監獄に收監されることになつた。

而しその入獄送別會は二十五日夜東京市本郷區駒込片町賣文社に於て開催され、大杉榮、近藤憲二、秋田雨雀、村木傳次郎氏等十數名出席したが、席上演説の過激なりし爲め、出張の警官に解散を命ぜられ、且つ近藤憲二、桑原練太郎、中名生幸力氏等は檢束された。

雜

以上に誌したものの外に、社會主義運動に關する雑誌を目次順に記せば、

一月には、福島驛駐在車掌の危険思想宣傳發覺、堺利彦氏殺害未遂事件があり、
二月には、八幡市に於る爆彈密送不穩文書事件、

三月には、大阪高商學生の不敬文書事件、自由思想家協會の過激社會運動取締法案反對運動、福田狂二氏暗殺未遂事件が傳へられ、危険視された一海軍豫備中佐のことが報ぜられた。

五月には、新潟縣中頸城郡徵兵署に於る社會主義壯丁の軍備徹廢絶叫、神奈川縣小田原町に於る社會主義者の徵兵忌避事件、堺市に於る社會主義的一職工の富豪脅迫事件があり、チタ共産黨員の日本退去が報道された。

六月には、社會主義宣傳の一中尉位記を剝奪され、過激派の密使退去を命ぜられたといふ事件がある。

七月には、曉民會員小野兼次郎氏と無産民社員石黒銳一郎氏の歸朝と逮捕、共産主義の露人イワン・コゾロフに對する退去命令と云ふ事件があつたと共に、京都川端署員の社會主義研究といふことが報ぜられた。
八月には、大阪の私立平民政府社解散を命ぜられ。

九月には、不穩文書印刷の支那學生取調があり、對露非干涉同志會の活動、社會主義者の大舉來阪があつた。
十月には、在京支那學生陳春培氏の追放、I.W.W.の日本人會員志村氏米國より追放され歸朝、高尾平兵衛、石川三四郎二氏の歸朝があり、政府の過激派社會運動取締法案の第四十六議會に對する準備が傳へられた。
十一月には、赤化防止團と無政府主義者との立會演説、新興藝術講演會があり、片山潜氏の同志田口氏の歸朝が報ぜられ、
十二月には、堺利彦氏刺さるゝといふ報があつた。